

# (参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%（うち地方分1%）から8%（同1.7%）に引上げ※
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収（約16億円）はすべて社会保障施策に要する経費（約135億円）に充当

※ 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法（平成24年8月成立）

## <地方消費税率引上げの概要>

- ◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策）」その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当（地方税法第72条の116）

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→1.7%

### 平成30年度決算額

<歳入>	引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金）	1,616,053千円
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	13,549,630千円（一般財源分）

## <拡充した主な市の社会保障施策（H29→H30）>

- ◆保育所等の定員拡大 3,282人→3,367人（+85人、0～2歳児は+51人）[新規3か所]
- ◆妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を行う相談窓口を設置

## 平成30年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費（環境経費を除く）の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位：千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	6,027,243	3,378,032	2,649,211
		老人福祉費	2,738,151	453,825	2,284,326
		介護保険事業費	2,355,319	19,229	2,336,090
		その他	225,519	32,733	192,786
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,232,430	394,501	837,929
		児童措置費	8,422,534	5,885,607	2,536,927
		保育所費	636,442	160,445	475,997
		青少年育成費	448,038	239,710	208,328
		その他	275,256	121,303	153,953
	生活保護費	扶助費	3,646,228	2,852,851	793,377
		その他	16,541	1,733	14,808
衛生費	保健衛生費	予防費	787,369	21,147	766,222
		保健費	206,624	18,281	188,343
		その他	184,771	73,438	111,333
合	計	27,202,465	13,652,835	13,549,630	